

第三者行為損害賠償求償事務についてのお知らせ

国保連合会では、第三者行為損害賠償求償事務の委託・相談を随時受け付けております。(費用は無料です。)

必要書類を提出していただければ、損保会社との過失割合の交渉など専門的な事務を代行します。

また、顧問弁護士を設置し、加害者直接請求など困難な事案にも対応しておりますので、市町村事務の軽減のため、是非ご活用願います。

1. 求償事案の発見

国保総合システムの「第三者確認機能」において、交通事故該当レセプト、また交通事故に関連性の高い病名のレセプトが抽出されていますのでご活用ください。

※詳細は、国保総合システムのお知らせ欄に掲載の「第三者行為求償事務（国保総合システム処理）保険者向けマニュアル（令和5年4月4日付け）」を参照願います。

2. 委託の方法

一事案毎に「損害賠償求償事務委託書」等の提出書類を本会へ提出してください。なお、全ての書類が揃わない段階でも委託可能です。

【提出書類】

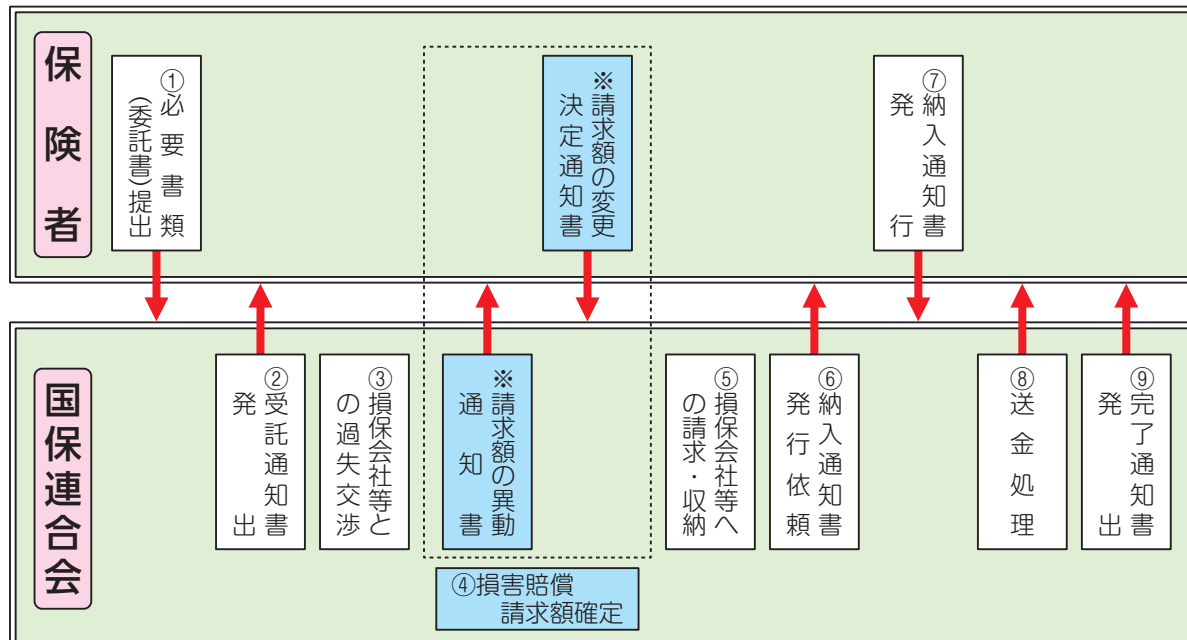
(1)損害賠償求償事務委託書（様式第1号）	(7)代位取得通知書「写」（参考様式第5、6号）
(2)委任状（様式第2号）	(8)国民健康保険給付内訳書（様式第7号）
(3)第三者行為基本調査書（様式第3号）	(9)保険給付内訳書（様式第7号の1）
(4)交通事故証明書（様式第4号）	(10)診療報酬明細書「写」
(5)事故発生状況報告書（様式第5号）	(11)その他参考となる関係書類（傷病届等）
(6)念書（被害者）（様式第6号）	

※1. (8)、(9)、(10)については、後日（症状固定後）提出可能。

※2. (8)、(9)について作成が困難な場合、本会へご相談ください。

※3. 各様式は本会HPに掲載しておりますのでご活用ください。

3. 処理の流れ



※私病の混在や過失相殺により請求額が異動となる場合は、異動通知書により保険者へ連絡します。保険者では内容確認後、変更決定通知書を提出してください。

保険者訪問相談業務も実施しておりますので、第三者行為に関するご相談がありましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

また、本年9月には「第三者行為求償事務担当者研修会」の開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

青森県国民健康保険団体連合会 事業振興課求償係

〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 県共同ビル3階 TEL017-723-1336 (内線160) FAX017-723-1095